

# 「原発」地元住民からの問い

## 事故でも有事でも、どちらの想定でもいから 防災訓練の徹底を！！

防災と有事の境目、うーん難しいなあと思いました。松江は原発の地元ですので、原発反対派の一人としては、地元住民を含めた大掛かりな実動訓練を毎年実施することを希望しておりますが、体制はあまり大ごとにしたくない。住民の目に、原発が危険物と映ることを警戒しています。

住民としては、原発という危険と隣り合わせで暮らしたくないのに暮らさなければならないという立場から、防災体制を住民レベルまで下ろして欲しい。中電の安全神話を広めるのではなく、原発暴発の危険性、大地震に弱い原発施設の実態、下請け労働者の被曝などもしっかりと知らせておいて欲しい。

松江でよく耳にするのは、「北朝鮮が核ミサイルを撃ち込まなくても、原発にミサイルが落ちてくれば同じこと」という、半ば諦め気分の言説。だからこそ、放射能の危険性についての知識の普及、防災訓練を、とつい思ってしまう自分がいます。

(島根在住の一市民より)

原発の地元である島根の方から、鳥取県が実施した国民保護実動訓練に関する『週間金曜日』(〇六年一月一七日号)の記事をみて、このような感想が寄せられました。国民保護法はわかりにくい、という声を聞きます。国民保護訓練も、たくみに「有事」をかくし、「防災」の論理で住民を動員しようとしています。そこで藤田滋さんに、国民保護法の問題をわかりやすく解説してもらいました。

◆ ◆ ◆

最近、「防災」と「有事」の境界が薄れているといわれます。その最大の理由は、本来「国防」を任務とする自衛隊が、市民生活の場に浸透してきたからです。

①自衛隊による災害派遣

②自治体が自衛隊OBを採用

③防災・国民保護訓練への参加

いずれも「防災」という分野への進出です。しかし「自然災害」と「戦争による被害」とは決定的な違いがあります。

〇五年一月福井県で、「原発」が攻撃を受けたという想定で国民保護実動訓練が実施し

た。午前七時、テロ攻撃により原発に異常が生じたが、テロリストの所在が未確認として、七キロ圏内とほぼ重なる警戒区域全域の住民に屋内避難を指示。正午ごろ、テロリストの一部を逮捕したため、三キロ圏内の住民に圏外への避難を指示。午後四時、屋内避難解除というもの。国の指針には、「被爆を低減するためには、放射性物質から遠ざかることが最も効果的」とあります。事故であれば即刻避難するところを、テロ攻撃だったため足留めをくった。この五時間および九時間の避難の遅れは、被害をどれほど拡大するか計り知れません。

このように、事故と「有事」では住民の命にかかわる重大な違いがあります。

憲法第九条には「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とあります。しかし政府は「威嚇」を選択肢の一つにしようとしています。たとえば北朝鮮への制裁がそれです。「政府は一日、北朝鮮への制裁強化に伴い、北朝鮮工作員が日本国内でテロを引き起こす可能性が高まると判断」『読売新聞』〇六年一月二日。

有事法制として国民保護法(戦時の国内支援体制)の整備で、政府は戦争をするための選択肢の幅を拡大しています。戦争の引き金となる選択肢を政府に与えないことが今、求められているのではないのでしょうか。(上羽)

# 戦争は起こすもの 「原発」地元住民の疑問に答えて

藤田 滋

## 一 備えあれば憂いなし

### (一) 災害は忘れたころに起きるもの

自然災害は自然が相手で、いつ起こるか予想することはまだできていません。だから、自然災害に対して、考えうる事態に最大の備えをするのは当然のことです。国や自治体は万全の防災計画を立てて災害に備えるべきです。まさに「備えあれば憂いなし」です。

### (二) 軍事施設は例外

自然災害以外の施設災害は人間が原因なので、設計・施行・運用ミスや故意などの人間による事故や事件をすべて予測することは大変ですが、それでも考えうる最大限の備えが必要です。防災計画作成にあたっては、原発はもとより、ガスタンクやコンビナート、それから自衛隊や米軍の弾薬庫は危険極まりないものとして地震や津波、事故と同時に意図的な妨害・破壊に対する対処を防災計画にちゃんと位置づけなければ

ばなりません。

ところが、弾薬庫などの軍事施設に関しては「軍事機密」と「国の専管事項」から自治体の防災計画からも国民保護計画からもすっぽり抜け落ちてブラックボックスになっているのです。

### (三) 「事故災害」「テロ災害」「武力攻撃災害」

なぜ、災害時に危険な施設を想定していない防災計画や、もともと攻撃の標的になりやすい軍事施設周辺の住民の安全を考えない国民保護計画になってしまうのでしょうか、そこには「事故」と「テロ」、「武力攻撃」それぞれの性格の違いとそれに対処する組織の決定的な違いが潜んでいます。

自然災害以外の「事故」による被害とテロ等による「犯罪」による被害が現象的に似通っていることから「事故災害」「テロ災害」などという言葉がつけられました。これにさらに軍事力による「武力攻撃」を意図的に混同させて「武力攻撃災害」などという言葉を作っても実際に

はそれぞれが違う概念と位置づけを持っているため、一まとめにすることはできません。

項目	事故	テロ等	武力攻撃
原因者	施設管理者	犯人・集団	外国軍隊
意図性	過失	故意	故意
主な対処者	消防	警察	自衛隊
自衛隊任務	災害派遣	治安出動	防衛出動
住民保護	防災計画	国民保護計画	国民保護計画
根拠法令	災害対策基本法	国民保護法	武力攻撃事態法等
姿勢	予防・対処	対処・逮捕	迎撃・殲滅 敵基地攻撃

#### (四) 予測できる「武力攻撃」

ある日突然災害は起こりますが、武力攻撃はある日突然起こるものではなく、武力攻撃事態法にも「武力攻撃予測事態」が規定されているように、武力攻撃の恐れは予測できるものです。「武力攻撃」は「自然災害」と違って人間のつくった公的組織が起こすものであるため予測は十分可能であり、予防することも可能です。

しかし、原発などがミサイルによる武力攻撃を受けてしまったらどんなにがんばっても放射線被害を防ぐことは不可能で「お手上げ」です。

必要なのは「攻撃させない」ための予防です。現在、日本政府は北朝鮮のミサイル攻撃を警戒して米軍と自衛隊による圧倒的な軍力で北朝鮮の攻撃を押さえ込もうとしています。これは湾岸戦争のときにイラクがスカッドミサイルを撃ちまくった状況と同じ結果を招き、結果として住民を保護できないことは明らかです。

#### (五) 軍事脅迫主義（抑止力論）からの脱却

そこで登場したのが「ミサイル防衛」の導入です。これは北朝鮮が撃ったミサイルを打ち落とすというもので、ピストルで撃った弾をライフルの弾で撃ち返すより難しい技術が必要です。

これがもたらす結果は、冷戦時代を思い起こせばすぐわかるように、際限のない核軍拡競争を引き起こします。軍事的脅迫を続けるかぎり破滅に向かって突き進み、住民の安全は確保で

きないことを歴史は教えています。

#### (六) 政権転覆

その次に登場したのが「安全確保のための危機要因の除去」という名前の「戦争」です。その代表例がアフガニスタン攻撃とイラク戦争です。その失敗は明らかで、今の泥沼の状況はベトナム戦争より悲惨です。

軍事に依存した「安全」の行き着く先は、誰もが歓迎しない結果を招くことも歴史は教えています。

今進められている、国民保護計画による訓練は「災害対策に名を借りた戦争のための訓練」と考えることができます。

冷戦時代の一九七八年に当時の福田首相は「百万万が一の事態に備えるため」に有事法制の研究をはじめました。「ソ連の脅威」に備えるために北海道に巨大な自衛隊基地が次々とつくられた時代でさえ、政府はどこかの国が武力攻撃してくる可能性について公式に「百万万が一」しかないことを認めていたのです。

政府は北朝鮮のミサイルの脅威について盛んに宣伝していますが、今でもロシアや中国は北朝鮮の改造ミサイルよりはるかに強力で精密な核ミサイルを持っているのに、誰もその脅威について語る人はいませんし、北朝鮮が本当に攻めこんで日本を支配しようとしていると考えている人もいません。要するに「脅威」は政

府の宣伝によってつくられるものなのです。

#### (七) 「殴られた場合」以外の想定

国民保護法などの有事法制は、「武力攻撃を受けた場合」や「武力攻撃が予測される場合」から始まります。しかし、予測できるのならそれを回避するために全力を挙げるのがあたりまえではないでしょうか。

「殴られないために」ではなく「殴られたら」を追求する姿勢そのものが問題になります。

武力攻撃が予測される事態にしないように予防するための行動に全力をあげるのか、それとも武力攻撃が予測される事態になった場合を想定して軍事的に対処するために準備をするのかによって立場が正反対になることを意味しています。

#### 二. 戦争は忘れたころに起きるもの？

##### (一) 差し迫った状況

「人間は人を殺してはいけない」「戦争をしてはいけない」そして日本は戦争放棄を憲法に明記していて、戦後一度も戦争をしていない。それはみんなが知っていることです。

そして、政府見解でも明らかのように、現在日本に武力侵攻してくる事態が起こる恐れはないのに「百万万が一の事態に備えるため」に戦争状態を前提とした有事法制をつくったり、国民保護計画をつくる必要はありません。

現在、なぜ、大急ぎで戦争が「起きたとき」の準備をしなければならないのか、という問いにまでもに答えることなく国民保護計画作成が進んでいます。

いま、差し迫って戦争準備体制をつくらうといっているのは、戦争することを違法と思っていない米軍が自衛隊と一緒に戦争を仕掛けるための計画を急いでつくらうとしているからに他なりません。

戦争というものは、戦後六〇年以上たつて「あの戦争」の経験者が少数になってしまったころ、つまり「忘れたころに起こす」ものなのです。

### (一) 戦争シナリオ

「防衛」の名のもとに強大な軍事力を持ち、世界最強のアメリカと軍事同盟を結んで軍事基地を提供している日本は、核武装や敵地攻撃を叫ぶ閣僚を平然と擁護する首相のもとで、アメリカと一緒に世界で戦争をする準備をしています。

二〇〇七年の年明け早々に、日本がアメリカと一緒に、隣の弱小専制国家の崩壊や攻撃による政権転覆を狙ったり、隣の大国が将来経済的ライバルになることを「脅威」として、日米をはじめ世界が「内政問題」と認めている台湾問題に干渉しようとする日米共同軍事作戦計画をつくり、それに基づいて日米共同訓練が行なわれていたことがあいついで報道されました。

北朝鮮の南進を想定した米韓共同作戦計画5027 (OPLAN 5027) や北朝鮮の不安定化を想定した米韓共同作戦計画5029 (OPLAN 5029) と連動した朝鮮有事を想定した日米共同作戦概念計画5055 (CONPLAN 5055) では、日本の対米軍支援策として朝鮮半島に補給物資を輸送する米軍への民間空港・港湾の提供や負傷兵米の治療等の項目が盛り込まれていると言われています。

この概念計画をより具体的に詳細に書いたものが作戦計画 (operation plan) と呼ばれています。今回、概念計画5055を具体化して朝鮮半島有事に対処するための実践的な日米共同作戦計画 (OPLAN 5055) 作製作業を開始したということは、北朝鮮などを想定した「戦争計画」「戦争マニュアル」づくりが進行していることを意味しています。

朝鮮半島や台湾海峡での「有事」を想定した日米共同対処計画の策定は、「紛争が起きたとき」に発動するものではなく「紛争を起こす計画」があつてはじめて成り立つ「戦争マニュアル」そのものです。

注1 中台の有事視野に対処計画 二〇〇七年一月四日【山陽新聞】

注2 尖閣有事で日米が初の演習 硫黄島近海

注3 日米、有事計画を具体化 朝鮮半島問題

想定 二〇〇七年一月五日 【朝日新聞】

### (二) 書かれていない「引き金」

武力攻撃事態法や国民保護法などの有事法制には、具体的にどういふ事態が起こって武力攻撃事態にいたるか書かれていません。いきなり「武力攻撃を受けたとき」「武力攻撃を受ける恐れがあるとき」で始まります。

しかし、日米新ガイドラインに基づく周辺事態法というものが現に存在し、「周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合」(二〇〇五年一月二九日日米安全保障協議委員会(2+2)「日米同盟：未来のための変革と再編」) が想定されているということは、結局「周辺事態」が武力攻撃事態の引き金になることを意味しています。

### (三) 周辺事態の引き金

では周辺事態はどのように「起きる」のでしょうか。周辺事態は、「起きる」ことを想定した計画によって「起こされる」、つまり「起こす」のです。

朝鮮半島などの有事(周辺事態)とそれにつながる武力攻撃事態は、ある日突然「起きる」ものではなく、こうした作戦計画に基づいて周到に準備して「起こす」ものであることがわかります。そして「日米同盟」体制こそがアメリカ

力の戦争に日本を根こそぎ動員させるための原因であり目的となつてゐることがわかります。国民保護計画などの有事法制を発動させる

「武力攻撃事態」や「武力攻撃予測事態」を引き起こす引き金となる「周辺事態」は「起きた場合」から想定されていますが、実際は「攻撃した場合」や「攻撃して攻撃し返された場合」を想定しています。きつかけはどちらからしたものであれ、攻撃が準備されて戦闘が起きたところから始まります。

結局、有事法制は「殴られたら殴り返す」ことを前提にした軍事同盟の法体系利用した武力攻撃システムであり、日本国憲法の精神ともとも相容れないものです。

### (五) 対岸の火事

米軍が実際に北朝鮮を攻撃しようとした一九九四年には在日米軍から日本政府に一〇五九項目の戦争支援要求が突きつけられ、その中には米軍が水島港を使用する案が示されていました。

現在の日本では、米軍が実際に戦争を始めれば、自衛隊を戦闘に組み込むだけでなく、日本の行政組織、国民生活をまるごと戦争につき込むために有事法制が発動され、生活の隅々にまで「戦時体制」が導入されて生活そのものが圧迫されると同時に医療・運輸・建設関係の国民が「戦時動員」動員されて生命の危険にさらされます。

朝鮮半島や台湾海峡での有事は対岸の火事どころではなく、私たちの日常生活を直撃して破壊するものになってしまふのです。

有事法制は軍の論理をもとに行政機構を統制し、平素から国民を戦争状態に引き込み、思想動員することを目的につくられたものであり、現在国民保護法に基づく「国民保護計画」づくりが進められ、武力攻撃を想定した訓練が行なわれようとしています。

これは防災訓練と同じように見せかけて「備えあれば憂いなし」と国民を戦争体制に組み込むための訓練に動員しようとするもので、戦争推進のための思想動員のための訓練に協力しないようにすることが重要です。

現在政府が制定しようとしている共謀罪や憲法改悪の動きは、戦争に反対する者を「非国民」扱いするためのものであり、「戦争反対」の声を恐れるからこそそれを押さえ込もうとするものです。憲法改悪などに反対する運動を大きく押し進めることが戦争を起こさないことに繋がります。

### (六) あのとときの宣伝はどうだったか

#### ① 「満州」では

「満州」介入にあたって、軍閥の張作霖を爆殺して軍事介入しようとして失敗した関東軍は、「満蒙は日本の生命線」と主張、柳条湖事件を引き起こして「満州」全土に軍事侵攻し、「満州

国」という傀儡政権を樹立しました。「満州国」は「五族協和」を掲げましたが、実際にしたことは中国の石炭、鉄鋼石、農地の収奪でした。

#### ② 太平洋戦争では

日本は「大東亜共栄圏」「欧米列強支配からのアジアの解放」という構想を掲げてアジア全土に武力侵攻しましたが、実際に行なったのは「八紘一宇」のスローガンのもとで、皇民化政策を押し進め、食糧、石油、ゴム原料などの収奪でした。

#### ③ イラクでは

これらの手口は「アル・カイダと手を結ぶテロ支援国家」「大量破壊兵器の開発」のイラク・フセイン政権を倒して中東全体の「民主化」を押し進めることを目的としてイラク戦争を引き起こし、実際は世界第二位のイラクの石油を確保し、イスラエルを支援したアメリカ・ブッシュ政権の手口とよく似ています。

### 三、国を守るための先制武力攻撃計画

#### (一) 防衛のための戦争

「殴られるまで、殺されるまで黙ってみていろというのか」という人がいます。この言葉には前段ではなく後段の主張が省略されています。「殴られたら殴り返せ」よりもっとひどい「殴られる前に殴れ」の論理(代表例はアメリカ・ブッシュ政権の先制攻撃戦略)です。もちろん、この問いに対する答えは、「殴ったり、殴られた

りすることがお互いの利益と発展を阻害するよう  
な、お互いに相手を必要とするかけがえのない  
対等な関係になるようにしていけば殴られる  
ことはない」です。

少なくとも現代では、戦争は国を守るために  
やむを得ずするものとされ、侵略は犯罪行為で、  
「侵略戦争」はしてはならないという世界的世  
論があるため、戦争は「防衛目的」と称される  
ことがほとんどです。だから、必ず「他国の脅  
威」に対処するための戦争であると説明される  
のです（イラク戦争を参照）。そして日本が行っ  
た侵略戦争でさえも「防衛目的」という口実で  
開始されました。

### (一)「ある日突然攻撃されたら、どうするか」 から始められる戦争

「万々万が一の事態に備えるため」「備えあ  
れば憂いなし」「攻撃されたら反撃し、脅して  
くる相手を叩きのめすことができる最低限の武力  
が必要」「やられるまでやり返さないのは国民  
に責任を持つ立場ではない。」「軍備を放棄した  
ら、やられっぱなしで、外国に支配してくださ  
いと言うようなもの」「日本に向けてテポドン  
ミサイルが発射されるという情報を得た場合、  
発射されるまでなにもしないのか、それとも発  
射されて被害が出てから動くのか」「相手が殴  
りかかろうとしているのに殴られるまで待つ  
のは嫌だ」、これらの言葉は表現が違いますが、中

身は「殴られる前に殴る」か「殴られたら殴り  
返す」で、「殴られないようにする」という観点  
がないという点において全く同じです。すべて  
戦争を仕掛けようとする口実であり、武力攻撃  
は自然災害ではないので、「ある日突然」などは  
ありえないのです。

### (二)「ある日攻撃される」前にもあるもの

岡山市国民保護計画(案)の出だしには次のよ  
うな文章があります。この文は国の指針や県の  
計画にない概念です。

「我が国の平和と国民の安全を確保するため  
には、日本国政府の平時からの外交努力によ  
り、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何より  
も重要である。」

平時からの外交努力は相手を武力攻撃する  
計画をつくりながらするものではありません。  
人間同士で考えれば「お前は俺を殴るかもしれ  
ない」と言っただけでヘルメットや盾をつけて、鉄砲  
を相手に向けながら「友達になろう」といつて  
も不可能なことは常識でわかるはず。普通  
段から友達になつておく」ことが重要なことは  
明らかです。

しかし岡山市国民保護計画(案)は続けて「し  
かし、こうした外交努力にもかかわらず、国民  
の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またはその  
恐れがある場合は、国や地方公共団体は、国民  
の生命、身体及び財産を保護する必要がある。」

となつてしまいます。

努力する必要があるのは「国民の安全に被害  
が及ぶ事態が発生し、またはその恐れがある場  
合」に対する対処ではなく、「こうした外交努力」  
を日本政府にゆだねるのではなく、地方都市と  
して、隣の国や利害が対立する国、外交経済関  
係の薄い外国の諸都市と「友好関係をつくつて  
いく努力」です。

### (四)戦争への備え

有事法制は、殺されることを防ぐことを名目  
に、殺すための準備をするために必要なもので  
す。

「万々万が一」武力攻撃されたときの備えは  
武力攻撃をするための準備そのものということ  
が次の二点であらわれています。

※一九五〇年代のアメリカ、核兵器の実践使  
用計画を推進していた時代の「備え」

核攻撃に対処するための教育・宣伝では、  
核攻撃を受けた場合はビルの地下にこもり、  
ウチワのようなもので換気を行う様子を解  
説した映画を作製していた。

これは、まさしく核攻撃を行うための国民  
向けの宣伝であり、非常に非科学的で実際  
に役に立つ必要がなかったことを示すもの  
です。国の国民保護計画指針の非科学性と  
共通しています。

※米国ミサイル防衛による現代の「備え」

米国が核攻撃を行う場合は報復攻撃から米軍基地と米国土を守る必要があります。そこで登場したのが「ミサイル防衛構想」です。想像もできないような高額のシステムを構築しても実際に効果があるかどうかは全く不明ですが、日本は多額の投資をして開発に深く関わっています。「ミサイル防衛」はアメリカの核戦略に位置づけられていることそのものが防衛的でなく核攻撃システムの一部であることを示しています。

### (五) 戦争の違法化

今、大切なことは、戦争をするための備えではなく戦争を起こさないための仕組みをつくり実践して備えることです。そのためには、アメリカの戦争に自動的に参戦することになる軍事的「同盟国」（日米同盟）をやめて日本とアメリカを真に「友好国」にするための努力をするのが緊急に求められています。

そして「戦争の違法化」を推し進めることで「テロリストを殺害するため」と称してソマリアなどに勝手に軍隊を派遣して武力攻撃するなどということは完全に国際法違反です。テロは犯罪であつて戦争ではありません。警察と国際刑事裁判所、国際司法裁判所などの裁判所で対処すべきものです。アメリカに先制攻撃戦略をやめさせ、「戦争は違法」の世界をつくることは非常に重要です。

また「戸締り論」「抑止力論」「生命線論」「国益論」「報復論」などの戦争をするため、軍事力を増強するための口実として使われてきた概念を過去のものにする必要があります。

### 【資料】

注1 中台の有事視野に対処計画 日米、補給・医療を想定 二〇〇七年一月四日【共同通信】

日米両政府が、中国と台湾間の有事を視野に、米軍と自衛隊による共同対処計画の検討開始に基本合意していたことが分かった。複数の日米関係筋が三日、明らかにした。双方の外務、防衛当局者が二月から中台有事に至る複数のシナリオの研究に着手する。日本側は周辺事態法を根拠に、給油、医療などの「後方支援」の可能性を探る方針だが、台湾の独立を認めない中国は強く反発しそうだ。

周辺事態法の適用範囲に、台湾が含まれるかを明確にしてこなかった日本政府の従来見解との整合性も問われることになる。

日米は二〇〇五年二月、在日米軍再編の前提として合意した「共通戦略目標」の中で、中台問題の平和的解決を目指す一方、アジア太平洋地域で「日米に影響を与える事態に対処するための能力を維持する」と明記。中台有事をにらんだ対処計画は、この戦略目標を具体化する動きで、背景には台頭する中国への米国の根強い警戒感がある。

<http://www.47news.jp/CN/200701/CN2007010301000359.html>

注2 尖閣有事で日米が初の演習 硫黄島近海で十一月二〇〇七年一月二日【共同通信】

日中などが領有権を主張する東シナ海の尖閣諸島（沖縄県）に中国が武力侵攻し、日米が共同で対処する想定演習を、海上自衛隊と米海軍が十一月に硫黄島（東京都）近海の太平洋上などで実施していたことが二九日、日米の複数の関係者の話で分かった。

陸自と米海兵隊は一月、米国で離島への武力侵攻や武装ゲリラの潜入に対処する共同訓練を行ったが、具体的に中国による侵攻を想定した大掛かりなシナリオに基づく日米共同演習が明らかになったのは初めて。

中国の軍事的台頭への日米の強い警戒感を浮き彫りにした形で、改善の兆しが見え始めた日中関係にも微妙な影響を与えそうだ。

日米の演習は、海自のイージス艦など約九〇隻、P3C哨戒機など約一七〇機が参加した「海上自衛隊演習」の期間中に実施、海自のほか米海軍の空母キティホークなど一〇数隻が加わった。

注3 日米、有事計画を具体化 朝鮮半島問題 想定 二〇〇七年一月五日【朝日新聞】

日米両政府が、朝鮮半島有事とそれが日本有事に発展する場合を想定し、港湾・空域の使用や後方支援活動などの詳細部分を詰めた「共同

作戦計画」づくりを昨年一二月から始めたことが三日、明らかになった。複数の日本政府関係者が明らかにした。北朝鮮の核実験やミサイル発射実験などで朝鮮半島情勢が緊迫化していることを踏まえ、〇七年秋の完成を目指す。

昨年一二月、自衛隊の統合幕僚副長や在日米軍副司令官ら、日米の制服組を中心とした共同計画検討委員会（BPC）が作業を始めた。日米両政府は〇二年に「5055」というコードネームをつけた「概念計画」に署名しているが、協力項目ごとに方針や必要な施設数などが書かれている程度という。今回の作業は、これを実施可能な「共同作戦計画」に格上げするものだ。

作業は、朝鮮半島で有事が発生した場合を想定。総論部分では、日本への直接攻撃に至らない周辺事態や、日本有事にあたる武力攻撃事態などへの対応を、「情勢」「作戦任務」「実施」「補給」「指揮統制」などに分けて具体的に設定する。

日本有事と周辺事態については、九七年の「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」で、共同作戦計画と相互協力計画を別々に準備することで合意していた。ただ、半島有事と日本有事が並行して発生する場合も想定できるため、「5055」は両計画を一緒に盛り込んだ形態を採った。

周辺事態では、遭難した米軍人の捜索・救難や、米軍が出撃や補給をする拠点となる基地や

港湾などの提供、警護などの具体的項目」ことに、警察や地方自治体、民間の協力も含めた計画をつくる。港湾の提供なら、「深度」「荷役能力」などを算出した後に具体的な使用港湾を、医療であれば、「提供する病院名」「ベッド数」「必要な医薬品類」に至るまで、詳細に詰める。

また、日本への武力攻撃事態では、主に北朝鮮による弾道ミサイル攻撃を想定。自衛隊と米軍の役割分担を、ミサイル防衛や敵基地攻撃などを想定した図上演習などを交えて具体化する。米側は日本の港湾や空港使用、医療支援など、周辺事態法が定める対米協力項目の充実を、日本側は日本有事に際した日米の役割・任務分担の明確化を、重視している。

「〇七年秋の完成」は米国側の強い要望といいい、「〇六年一〇月の北朝鮮核実験などで、不測の事態に備えたい思惑が米国内で強まったのではないか」（政府関係者）という見方が出ている。

<http://www.asahi.com/special/nuclear/TKY200701030318.html>

（ふじた しげる・岡山県平和委員会事務局長）